

東京地方裁判所 平成●●年（〇〇）第●●号 法人税更正処分取消等請求事件
国側当事者・国（京橋税務署長）
平成20年6月26日棄却・確定

判 示 事 項

- (1) 原告会社の平成15年度の法人税の確定申告書に記載された新たな原告会社からA社に対する本件貸付金の記載は、新規の貸付、原告代表者の債務の引受等によるもの、又は従前存在した貸付金を経理操作によって平成15年に新たに計上したもののいずれであるとも認め難く、他に、これが実際に存在した貸付金であることを認めるに足る証拠はないから、実体上の裏付けを欠く架空のものであったと認められるとされた事例
- (2) 平成15年5月14日に、原告代表者個人とA社との間で、原告代表者個人を貸主、A社を借主としてされた、昭和55年3月の3億5000万円の貸付金の元利金4億1818万4421円が不存在であることを確認する旨の訴え提起前の和解が成立しており、これは、原告会社を貸主として申し立てるべきところを、原告代表者個人として間違えて申し立てたものであって、この不存在を確認した貸付金は、原告会社からA社に対する貸付金であり、それが本件貸付金となったものであるとする原告会社の主張が、本件和解は、弁護士が代理人として申し立てて、和解したものであると認められるところ、4億円以上の多額の債権債務について、およそ当事者を誤って和解を成立させることはおよそ考えられない上、仮にそのような重大な過誤があれば、直ちに法的手段を講じるなどして本件和解を無効にし、正しいものに改めると考えられるところ、本件和解は修正されておらず、現在でもその効力が維持されていると認められるのであって、およそ本件和解の存在から本件貸付金の存在を推認することはできないとして排斥された事例
- (3) 原告会社は、本件貸付金が存在した証拠として、原告会社のA社に対する平成13年12月17日付け債権放棄通知書、A社所有の土地につき原告会社を債務者とする根抵当権が昭和60年及び昭和61年に設定された旨の記載がある登記簿謄本、A社所有の土地につき原告代表者が当時代表者であったB株式会社を債務者とする抵当権が昭和52年に設定された旨の抵当権設定契約証書、A社が所有する不動産に係る昭和47年及び昭和50年の登記済権利証などを提出するが、A社の法人税の確定申告書には、原告会社が放棄したと主張する債権がそもそも記載されておらず、ましてやその放棄の記載など存在しないのであって、上記の債権放棄通知書が存在するからといって、本件貸付金が存在したと推認することはできないし、また、上記の登記簿謄本、抵当権設定契約証書及び登記済権利証は、いずれも本件貸付金との関連性が明らかではないのであって、これらの存在をもって、原告会社のA社に対する本件貸付金が存在したと推認することはできないとされた事例
- (4) 原告会社の取締役会議事録に、本件貸付金の存在を前提とする記載がある旨の原告会社の主張が、原告会社が税務調査時に示した取締役会議事録と同じ時期に原告会社が法務局に提出した取締役会議事録とでは、書式が大きく異なるばかりか印影も異なっているのであって、税務調査用に作出したものである疑いがあり、また、原告会社としての方針さえ定まれば、取締役会議事録には、その方針に沿った内容をいかようにも記載することが可能なのであるから、原告会社の取締役会議事録の記載に本件貸付金が存在することを前提とする記載があるからといって、前記認定を覆すことは到底できないとして排斥された事例

- (5) 本件貸付金は、原告会社のA社に対する架空の債権と認められ、これを覆すに足りる証拠はないから、原告会社のA社に対する本件貸付金に関しては、その未収利息である本件未収入金も含めて、貸倒引当金及び貸倒損失に計上することはできないとされた事例
- (6) 本件貸付金が、A社に対するものとしては架空であると認められ、他に、原告会社がこの5億2142万3384円を原告代表者又はA社以外の第三者に対して貸し付けたことを窺わせる証拠はなく、原告会社が、平成11年度ないし平成13年度の法人税の確定申告書にも、本件貸付金とほぼ同額を継続して原告代表者に対する貸付金として計上していることを考え合わせれば、本件貸付金の相手方は、A社ではなく、原告代表者であったと推認することができるとされた事例
- (7) 原告会社が平成11年度から平成14年度の法人税の確定申告において原告代表者に対する未収利息を年利3パーセントとして計上していることに照らすと、本件貸付金に係る貸付けについては、上記利率による利息の約定があったと認め得るのであり、また、仮に利息の約定がないものであったとしても、法人税法22条2項（各事業年度の所得の金額の計算）の適用上、通常取得すべき利率で計算した利息相当額の利益が生じたものと解され、その場合の利率は、所得税基本通達36-49（利息相当額の評価）が公定歩合に年4パーセントの利率を加算した利率により評価することとしていることに照らしても、上記の3パーセントの利率を下回るとは認め難く、いずれにせよ、平成15年度及び平成16年度の各益金の額には、上記利率により算定した利息相当額を算入することが相当であるとされた事例
- (8) 法人税法34条2項（過大な役員報酬等の損金不算入）に規定する「役員に対して支給する報酬」の意義
- (9) 本件利息相当額は、法人税法34条3項（過大な役員報酬等の損金不算入）の「経済的な利益」に該当し、同法35条4項（役員賞与等の損金不算入）の賞与及び退職給与以外のものであると解されるから、同法34条2項の「役員に対して支給する報酬」に該当するとされた事例
- (10) 原告会社は、平成15年度及び平成16年度において、真実は原告代表者に対するものである本件貸付金及び本件未収入金を、A社に対するものであると偽って、これを、平成17年10月12日付け総勘定元帳、同年9月13日付け仕訳リスト、平成15年度及び平成16年度の貸借対照表及び内訳書に記載し、上記各年度の確定申告書を提出するとともに、平成17年9月13日に税務調査を受けた際、本件和解の和解調書の正本のうち、その別紙である当事者目録のみを申立人を本来の原告代表者個人から原告会社と書き換えた当事者目録に差し替えた虚偽の和解調書を作成して国税調査官に提示し、これらによって、本件貸付金が、A社に対する貸付金であるかのように仮装したと認められるから、本件利息相当額は、法人税法34条2項（過大な役員報酬等の損金不算入）に規定する「事実を仮装して経理をすることによりその役員に対して支給する報酬の額」に該当し、平成15年度及び平成16年度の各益金の額に算入すべきである本件利息相当額は、上記各年度に係る各損金の額に算入することはできないとされた事例
- (11) 原告会社は、平成15年度及び平成16年度において、真実は原告代表者に対する本件貸付金及び本件未収入金をA社に対するものと偽り、これを平成17年10月12日付け総勘定元帳、同年9月13日付け仕訳リスト、平成15年度及び平成16年度の貸借対照表及び内訳書に記載することによって、本件貸付金及び本件未収入金の存在を仮装し、その仮装した本件貸付金及び本件未収入金の存在を前提として、上記各年度に係る法人税の各確定申告書を提出したものであると認められるのであって、これを覆すに足りる証拠はなく、原告会社のこれらの行為は、「事実の一部を仮装し、その仮装したところに基づき納税申告書を提出していたとき」に該当するとされた事例

判 決 要 旨

(1)～(7) 省略

(8) 法人税法 34 条 2 項は、「内国法人が、事実を隠ぺいし、又は仮装して経理をすることによりその役員に対して支給する報酬の額は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。」と定めており、また、同条 3 項は、上記の「報酬」とは、「役員に対する給与（債務の免除による利益その他の経済的な利益を含む。）」のうち、同法 35 条 4 項（役員賞与等の損金不算入）に規定する賞与及び退職給与以外のものをいう旨定めているところ、法人が、その代表者に対し無利息による金銭の貸付けを行った場合における利息相当額は、同法 34 条 3 項の「経済的な利益」に該当すると解されるから、そのうち同法 35 条 4 項に規定する賞与及び退職給与以外のものは、同法 34 条 2 項の「役員に対して支給する報酬」に当たると解される。

(9)～(11) 省略

判 決

原告	株式会社A
同代表者代表取締役	甲
原告訴訟代理人弁護士	高田 剛 小出 一郎 内田 久美子
被告	国
同代表者法務大臣	鳩山 邦夫
処分行政庁	京橋税務署長 高堂 勝己
被告指定代理人	遠藤 伸子 沼田 渉 廣瀬 猛昭 田中 正美 財津 由美子

主 文

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第 1 請 求

- 1 京橋税務署長が、原告に対し、平成 18 年 1 月 27 日付けでした平成 15 年 4 月 1 日から平成 16 年 3 月 31 日までの事業年度に係る法人税更正処分のうち納付すべき税額 229 万 3100 円を超える部分及び当該法人税に係る重加算税賦課決定処分を取り消す。
- 2 京橋税務署長が、原告に対し、平成 18 年 1 月 27 日付けでした平成 16 年 4 月 1 日から平成 17 年 3 月 31 日までの事業年度に係る法人税更正処分のうち納付すべき税額 292 万 1300 円を超える部分及び当該法人税に係る重加算税賦課決定処分を取

り消す。

第2 事案の概要

本件は、原告が、平成15年度（平成15年4月1日から平成16年3月31日までの事業年度。以下、前年4月1日から翌年3月31日までの事業年度を「年度」と表記する。）において、B株式会社（以下「B社」という。）に対する貸付金の貸倒引当金として損金の額に算入した金額と、平成16年度において、同じくB社に対する未収利息の貸倒損失として損金の額に算入した金額について、処分行政庁が、これらはB社でなく原告代表者に対する貸付金又は未収利息であったにもかかわらず、B社に対する貸付金又は未収利息の貸倒であると仮装して特別損失を計上し損金の額に算入したものであり、また、上記各年度において、原告代表者に対する上記貸付金の利息を益金に算入すべきであるのに算入しなかったとして、上記各年度の法人税の更正処分及び重加算税の賦課決定処分を行ったことから、原告がこれらの処分の取消しを求めた事案である。

1 法令の定め

- (1) 法人税法（平成18年法律第10号による改正前のもの。以下同じ。）22条2項は、内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上当該事業年度の益金の額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、資産の販売、有償又は無償による資産の譲渡又は役務の提供、無償による資産の譲受けその他の取引で資本等取引以外のものに係る当該事業年度の収益の額とする旨定めている。
- (2) 法人税法34条2項は、内国法人が、事実を隠ぺいし、又は仮装して経理をすることによりその役員に対して支給する報酬の額は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない旨定めており、同条3項は、同条2項に規定する報酬とは、役員に対する給与（債務の免除による利益その他の経済的な利益を含む。）のうち、同法35条4項に規定する賞与及び退職給与以外のものをいう旨定めている。
- (3) 法人税法52条1項は、内国法人が有する金銭債権について、その一部につき貸倒れその他これに類する事由による損失が見込まれる金銭債権の損失の見込額として、各事業年度において損金経理により貸倒引当金勘定に繰り入れた金額を当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する旨定めており、同条3項は、同条1項の規定は、確定申告書に貸倒引当金勘定に繰り入れた金額の損金算入に関する明細の記載がある場合に限り適用する旨定めており、同条4項は、税務署長は、同条3項の記載がない確定申告書の提出があった場合においても、その記載がなかったことについてやむを得ない事情があると認めるときは、同条1項の規定を適用できる旨定めている。
- (4) 国税通則法68条1項は、同法第65条（過少申告加算税）1項の規定に該当する場合において、納税者がその国税の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、その隠ぺいし、又は仮装したところに基づき納税申告書を提出していたときは、当該納税者に対し、重加算税を課す旨定めている。

2 争いのない事実

- (1) 当事者等

ア 原告は、製茶等を業とする株式会社であり、代表取締役は、甲（甲から甲に平成18年10月3日に改名）である。

イ B社は、不動産売買等を業とする株式会社である。

(2) 原告の確定申告書の記載内容

ア 平成14年度の法人税の確定申告

原告は、原告代表者に対する貸付金として、5億2142万3384円を計上していた。他方、原告は、B社に対する貸付金を計上していなかった。

イ 平成15年度の法人税の確定申告

(ア) 原告は、貸倒引当金として1億8700万円を損金の額に算入した（以下、この金額のうちB社に関するものである1億7500万円を「本件貸倒引当金」という。）。なお、確定申告書には、「貸倒引当金勘定に繰り入れた金額の損金算入に関する明細」（法人税法52条3項）の記載がなかった。

(イ) 原告は、B社に対する貸付金として、3億4642万3384円を計上した（以下、この金額と本件貸倒引当金との合計5億2142万3384円を「本件貸付金」という。）。また、原告は、B社に対する未収入金として2億6420万3738円（以下「本件未収入金」という。）を計上した。

ウ 平成16年度の法人税の確定申告

原告は、B社に関する貸倒損失として1億3120万1869円を損金の額に算入した（以下「本件貸倒損失」という。）。

(3) 処分の経緯等

ア 処分行政庁は、原告に対し、平成18年1月27日、所得金額を1億9754万9643円、納付すべき法人税額を5862万4700円とする平成15年度の法人税の更正処分（以下「本件平成15年度更正処分」という。）及び当該法人税に係る重加算税を1971万5500円とする賦課決定処分（以下「本件平成15年度賦課決定処分」という。）をした。

イ 処分行政庁は、原告に対し、平成18年1月27日、所得金額を1億4212万9729円、納付すべき法人税額を4199万8700円とする平成16年度の法人税の更正処分（以下「本件平成16年度更正処分」といい、本件平成15年度更正処分と合わせて「本件各更正処分」という。）及び当該法人税に係る重加算税を1367万4500円とする賦課決定処分（以下「本件平成16年度賦課決定処分」といい、本件平成15年度賦課決定処分と合わせて「本件各賦課決定処分」という。）をした。

ウ 原告は、平成18年3月26日、処分行政庁に対し、本件各更正処分及び本件各賦課決定処分を不服として異議申立てをしたが、処分行政庁は、同年6月23日、この異議申立てを棄却する異議決定をした。

エ 原告は、平成18年7月24日、国税不服審判所長に対し、上記の異議決定を不服として審査請求をしたが、国税不服審判所長は、平成19年4月9日、この審査請求を棄却する裁決をした。

3 本件各更正処分及び本件各賦課決定処分の適法性に関する被告の主張

別紙記載のとおりである。なお、別紙記載1(1)及び(2)の各アの項目のうち、(イ)（損

金の額に算入されない貸倒引当金繰入額又は貸倒損失の額)及び(ウ)(益金の額に算入される受取利息の額)以外の部分は争いがない。

4 争点

- (1) 原告のB社に対する本件貸付金及び本件未収入金が架空のものであって、貸倒引当金(平成15年度)及び貸倒損失(平成16年度)に計上できないものであるか否か。
- (2) 本件貸付金の利息を平成15年度及び平成16年度における各益金の額にそれぞれ算入すべきか否か。
- (3) 原告がした平成15年度及び平成16年度の確定申告は、「事実の一部を仮装し、その仮装したところに基づき納税申告を提出していた」(国税通則法68条1項)に当たるか否か。

5 争点に関する当事者の主張

- (1) 争点(1)(原告のB社に対する本件貸付金及び本件未収入金が架空のものであって、貸倒引当金(平成15年度)及び貸倒損失(平成16年度)に計上できないものであるか否か。)について

(被告の主張)

原告は、平成15年度に原告からB社に対する本件貸付金5億2142万3384円(貸付金3億4642万3384円及び貸倒引当金1億7500万円)及び本件未収入金を新たに計上したものであるが、原告が、平成15年度当時にB社に対し億単位の金員を貸し付けたことを裏付ける金銭消費貸借契約書は証拠として提出されておらず、当時のB社の確定申告書にも、原告からの借入金に関する記載は一切ない。また、原告は、昭和48年ないし昭和55年ころB社との間で金銭消費貸借契約を締結した旨主張するが、当時のB社の確定申告書には、原告からの借入金の記載は一切存在せず、現在のB社の代表者は、原告からの借入金の存在を否定している。さらに、原告代表者は、B社との間で3億5000万円の貸付金が不存在であることを確認した旨の和解を成立させているが、これは原告がB社に対し貸付金を有していたことを裏付けるものではない。原告がB社に送付した債権放棄通知書や本件貸付金の処理方法を記載された取締役会議事録は信憑性に疑いがあり、原告の債務につきB社の土地に根抵当権を設定した登記簿謄本等も本件貸付金がB社に対するものであることを裏付けるものではない。これらによれば、本件貸付金及び本件未収入金は、いずれも架空の債権であると認められ、貸倒引当金(平成15年度)及び貸倒損失(平成16年度)に計上することはできない。

(原告の主張)

原告は、平成15年度に原告からB社に対する本件貸付金及び本件未収入金を計上したものであるところ、これは、昭和48年ころからB社に複数回の資付けを行い、昭和55年ころB社との間でそれまでの貸付残額を3億5000万円とする旨合意したが、原告のメインバンクの助言により、B社に対する貸付金を原告代表者に対する貸付金として計上するようになったものを、本来のB社に対するものとして計上し、正常な経理処理に戻したにすぎない。そして、このことは、原告が、B社に対し平成13年12月17日付け債権放棄通知書を送付したこと、原告が、原告のB社に対す

る貸付金を放棄する趣旨で平成15年5月14日にB社との間で3億5000万円の貸付金及びその利息が存在しない旨の即決和解を成立させたこと、原告が、平成14年度及び平成15年度の取締役会でB社に対する上記貸付金の処理方法について決議していたこと、原告が、昭和50年ころ及び昭和60年ころにB社に対し不動産を担保として提供させたことがあったことからしても明らかである。したがって、本件貸付金及び本件未収入金は実在する債権であるから、これを貸倒引当金（平成15年度）及び貸倒損失（平成16年度）に計上したことに何ら問題はない。

- (2) 争点(2)（本件貸付金の利息を平成15年度及び平成16年度における各益金の額にそれぞれ算入すべきであるか否か。）について

（被告の主張）

本件貸付金は、原告代表者に対するものであるところ、その利息相当額は、平成15年度及び平成16年度に計上されていないから、法人税法22条2項により、これを上記各年度の益金の額に算入すべきである。

そして、原告は、本件貸付金について、相手方をB社と仮装した虚偽の総勘定元帳及び損益計算書等を作成し、また、税務調査において、申立人を原告代表者ではなく原告と偽った和解調書を係官に提示するなどし、本件貸付金がB社に対する債権であると仮装したものである。そうすると、上記の利息相当額は、法人税法34条2項の「仮装して経理をすることによりその役員に対して支給する報酬の額」に当たり、損金に算入することはできないことになる。

（原告の主張）

原告が、本件貸付金がB社に対するものであると仮装した事実はないから、本件貸付金の利息相当額は、法人税法34条2項の「仮装して経理をすることによりその役員に対して支給する報酬の額」に当たらない。

- (3) 争点(3)（原告がした平成15年度及び平成16年度の確定申告は、「事実の一部を仮装し、その仮装したところに基づき納税申告書を提出していた」

（国税通則法68条1項）に当たるか否か。）について

（被告の主張）

原告は、真実は原告代表者に対するものであった本件貸付金及び本件未収入金の相手方をB社と仮装した虚偽の総勘定元帳及び損益計算書等を作成して本件貸倒引当金及び本件貸倒損失を計上し、平成15年度及び平成16年度の法人税をいずれも過少申告したものであり、このような行為は、国税通則法68条1項所定の重加算税の要件である「事実の一部を仮装し、その仮装したところに基づき納税申告書を提出していたとき」に当たる。

（原告の主張）

原告が、本件貸付金及び本件未収入金がB社に対するものであると仮装した事実はないから、原告の行為は、「事実の一部を仮装し、その仮装したところに基づき納税申告書を提出していたとき」に当たらない。

第3 争点に対する判断

- 1 争点(1)（原告のB社に対する本件貸付金及び本件未収入金が架空のものであって、貸倒引当金（平成15年度）及び貸倒損失（平成16年度）に計上できないものである

か否か。)について

(1) 証拠(乙2、7)によれば、平成15年度の確定申告書に記載されている原告からB社に対する本件貸付金(貸付金3億4642万3384円及び貸倒引当金1億7500万円)の記載が、平成14年度における原告の法人税の確定申告書には一切記載されていないことが認められ、そうすると、原告のBに対する本件貸付金は、平成15年度に新規に計上されたものであるところ、仮に、法人と法人との間で、5億円以上もの新たな貸付けがされたのであれば、その内容を示す契約書等が作成されるのが通常であると解されるが、証拠(乙8)及び弁論の全趣旨によれば、本件の税務調査、異議申立て、審査請求及び本訴訟のいずれの過程においても、原告は、B社との間における金銭消費貸借契約書等の契約書類を一切提出していないことが認められ、他に、平成15年度に、原告からB社に対し、5億円以上もの新たな貸付けが行われたことを窺わせる証拠はない。

(2) また、証拠(乙7)によれば、平成14年度における原告の法人税の確定申告書には、原告の原告代表者に対する貸付金として、5億2142万3384円が記載されていることが認められるところ、この額は、本件貸付金の額、すなわち、平成15年度における原告の法人税の確定申告書に記載されている、原告のB社に対する貸付金3億4642万3384円及び貸倒引当金1億7500万円の合計額と完全に一致する。

そうすると、平成14年度に原告の原告代表者に対するものとして計上された本件貸付金5億2142万3384円が、平成15年度に、B社に対する貸付金として移行され、同年度の確定申告において、うち3億4642万3384円が貸付金として、うち1億7500万円が貸倒引当金として計上されたものであると考えられる。

そして、これが実体を伴うものとするならば、平成14年度に存在した原告代表者の原告に対する貸付金返還債務が、債務引受契約等によって、平成15年度にB社に移転したと解すべきことになる。しかしながら、およそ、平成14年度に、原告代表者が原告に対して負っていた5億2142万3384円の債務が、B社に債務引受等によって移転したことを窺わせる証拠は存在しない。

(3) そして、仮に、B社が、平成15年度に、(1)又は(2)記載のような債務を負担したのであれば、原告の平成15年度に該当する期間、すなわち平成14年4月から平成15年3月までの間のB社の法人税の確定申告書にそれが現れるはずであるが、証拠(乙9ないし10)によれば、この期間に対応するB社の事業年度である、平成13年6月1日から平成14年5月31日まで及び同年6月1日から平成15年5月31日までのいずれの年度のB社の法人税の確定申告書にも、原告からの借入金の負債に関する記載が一切されていないことが認められる。

(4) さらに、本件貸付金が、平成15年に新規に計上されているものの、それは以前から有していた貸付金について、何らかの経理操作によって、新規に計上された可能性もあるので検討するに、原告は、B社に対し、昭和48年ころから複数回金員を貸し付け、昭和55年ころ、B社との間でそれまでの貸付残額を3億5000万円と合意したが、これを原告代表者に対する貸付金として経理処理し、平成15年度に、これを正しい経理処理に戻して、B社に対する貸付金等として計上した旨主張する。

しかしながら、原告とB社との間で、原告の主張するような昭和48年ころからの複数回の金銭貸付けや、昭和55年ころの準消費貸借契約が締結されたことを窺わせる契約書等の証拠は何ら存在しない。

そして、証拠（乙14）によれば、B社の法人税の確定申告書には、昭和55年6月1日から昭和56年5月31日までの事業年度、同年6月1日から昭和57年5月31日までの事業年度、同年6月1日から昭和58年5月31日までの事業年度、同年6月1日から昭和59年5月31日までの事業年度、同年6月1日から昭和60年5月31日までの事業年度、昭和61年6月1日から昭和62年5月31日までの事業年度、同年6月1日から昭和63年5月31日までの事業年度、同年6月1日から平成元年5月31日までの事業年度のいずれのものにも、原告からの借入金が存在することを窺わせる記載が一切ないことが認められる。さらに、証拠（甲5、乙14）によれば、B社の現在の代表取締役である乙は、平成5年当時には原告からの借入金がなく、その後、原告から金銭の返還を督促されたこともなかった旨の認識を、東京国税局係官に述べたことが認められる。

そして、他に、原告がB社に対して従前より有していた貸付金を、経理操作によって、平成15年度に新たに計上したことを認めるに足りる証拠はない。

- 【判示(1)】
- (5) 以上によれば、原告の平成15年度の法人税の確定申告書に記載された新たな原告からB社に対する本件貸付金の記載は、新規の貸付、原告代表者の債務の引受等によるもの、又は従前存在した貸付金を経理操作によって平成15年に新たに計上したもののいずれであるとも認め難く、他に、これが実際に存在した貸付金であることを認めるに足りる証拠はないから、実体上の裏付けを欠く架空のものであったと認められる。
- (6) なお、この点につき、原告は、平成15年5月14日に、原告代表者個人とB社との間で、原告代表者個人を貸主、B社を借主としてされた、昭和55年3月の3億5000万円の貸付金の元利金4億1818万4421円が不存在であることを確認する旨の訴え提起前の和解（以下「本件和解」という。）が成立しており、これは、原告を貸主として申し立てるべきところを、原告代表者個人として間違えて申し立てたものであって、この不存在を確認した貸付金は、原告からB社に対する貸付金であり、それが本件貸付金となったものであると主張する。

- 【判示(2)】
- しかしながら、証拠（乙13）によれば、本件和解は、弁護士が代理人として申し立てて、和解したものであると認められるところ、4億円以上の多額の債権債務について、およそ当事者を誤って和解を成立させることはおよそ考えられない上、仮にそのような重大な過誤があれば、直ちに法的手段を講じるなどして本件和解を無効にし、正しいものに改めると考えられるところ、証拠（乙17）及び弁論の全趣旨によれば、本件和解は修正されておらず、現在でもその効力が維持されていると認められるのであって、およそ本件和解の存在から本件貸付金の存在を推認することはできない。
- (7) また、原告は、本件貸付金が存在した証拠として、原告のB社に対する平成13年12月17日付け債権放棄通知書（甲6）、B社所有の土地につき原告を債務者とする根抵当権が昭和60年及び昭和61年に設定された旨の記載がある登記簿謄本（乙21の1及び2）、B社所有の土地につき原告が当代表者であったC株式会社

【判示(3)】

を債務者とする抵当権が昭和52年に設定された旨の抵当権設定契約証書(乙22)、B社が所有する不動産に係る昭和47年及び昭和50年の登記済権利証(乙23、24)などを提出する。しかしながら、前記認定のとおり、B社の法人税の確定申告書には、原告が放棄したと主張する債権がそもそも記載されておらず、ましそやその放棄の記載など存在しないのであって、上記の債権放棄通知書が存在するからといって、本件貸付金が存在したと推認することはできないし、また、上記の登記簿謄本、抵当権設定契約証書及び登記済権利証は、いずれも本件貸付金との関連性が明らかではないのであって、これらの存在をもって、原告のB社に対する本件貸付金が存在したと推認することはできない。

【判示(4)】

さらに、原告は、原告の取締役会議事録(乙19、20)に、本件貸付金の存在を前提とする記載がある旨主張するが、証拠(乙19、20、26ないし28)によれば、原告が税務調査時に示した取締役会議事録(乙19、20)と同じ時期に原告が法務局に提出した取締役会議事録(乙26ないし28)とでは、書式が大きく異なるばかりか印影も異なっているのであって、税務調査用に作出したものである疑いがあり、また、原告としての方針さえ定まれば、取締役会議事録には、その方針に沿った内容をいかようにも記載することが可能なのであるから、原告の取締役会議事録(乙19、20)の記載に本件貸付金が存在することを前提とする記載があるからといって、前記認定を覆すことは到底できない。

【判示(5)】

(8) 以上によれば、原告のB社に対する本件貸付金が存在したと認めることはできず、本件貸付金は、原告のB社に対する架空の債権と認められ、これを覆すに足りる証拠はないから、原告のB社に対する本件貸付金に関しては、その未収利息である本件未収入金も含めて、貸倒引当金及び貸倒損失に計上することはできないというべきである。

2 争点(2)(本件貸付金の利息相当額を平成15年度及び平成16年度における各益金の額にそれぞれ算入すべきであるか否か。)について

【判示(6)】

(1) 前記のとおり、本件貸付金は、平成14年度の法人税の確定申告書において、原告代表者に対する貸付金として計上していた5億2142万3384円を全額そのまま平成15年度の法人税の確定申告書において移行したものであるところ、上記認定のとおり、本件貸付金が、B社に対するものとしては架空であると認められるのであって、他に、原告がこの5億2142万3384円を原告代表者又はB社以外の第三者に対して貸し付けたことを窺わせる証拠はなく、原告が、平成11年度ないし平成13年度の法人税の確定申告書(乙4ないし6)にも、本件貸付金とほぼ同額を継続して本件代表者に対する貸付金として計上していることを考え合わせれば、本件貸付金の相手方は、B社ではなく、原告代表者であったと推認することができ、これを覆すに足りる証拠はない。

【判示(7)】

(2) しかるところ、原告が平成11年度から平成14年度の法人税の確定申告において原告代表者に対する未収利息を年利3パーセントとして計上していること(乙4ないし7)に照らすと、本件貸付金に係る貸付けについては、上記利率による利息の約定があったと認め得るのであり、また、仮に利息の約定がないものであったとしても、法人税法22条2項の適用上、通常取得すべき利率で計算した利息相当額の利益が生

じたものと解され、その場合の利率は、法人税基本通達36-49が公定歩合に年4パーセントの利率を加算した利率により評価するとしていることに照らしても、上記の3パーセントの利率を下回るとは認め難い。そうすると、いずれにせよ、平成15年度及び平成16年度の各益金の額には、上記利率により算定した利息相当額（以下「本件利息相当額」という。）を算入することが相当であると解される。

- 【判示(8)】 (3) なお、法人税法34条2項は、「内国法人が、事実を隠ぺいし、又は仮装して経理をすることによりその役員に対して支給する報酬の額は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。」と定めており、また、同条3項は、上記の「報酬」とは、「役員に対する給与（債務の免除による利益その他の経済的な利益を含む。）」のうち、同法35条4項に規定する賞与及び退職給与以外のものをいう旨定めている。そして、法人が、その代表者に対し無利息による金銭の貸付けを行った場合における利息相当額は、同法34条3項の「経済的な利益」に該当すると解されるから、そのうち同法35条4項に規定する賞与及び退職給与以外のものは、同法34条2項の「役員に対して支給する報酬」に当たると解される。そうすると、本件利息相当額は、同法34条3項の「経済的な利益」に該当し、同法35条4項の賞与及び退職給与以外のものであると解されるから、同法34条2項の「役員に対して支給する報酬」に該当すると解される。

- 【判示(9)】 そこで、本件利息相当額が、「事実を仮装して経理をすることによりその役員に対して支給する報酬の額」に当たるか否かについて検討するに、前記争いのない事実及び証拠（乙1ないし3、8、12、13、15、16）によれば、原告は、平成15年度及び平成16年度において、真実は原告代表者に対するものである本件貸付金及び本件未収入金を、B社に対するものであると偽って、これを、平成17年10月12日付け総勘定元帳（乙1）、同年9月13日付け仕訳リスト（乙15、16）、平成15年度及び平成16年度の貸借対照表及び内訳書（乙2、3）に記載し、上記各年度の確定申告書（乙2、3）を提出するとともに、平成17年9月13日に税務調査を受けた際、本件和解の和解調書の正本（乙13）のうち、その別紙である当事者目録のみを申立人を本来の「甲」から「株式会社A代表者 代表取締役甲」と書き換えた当事者目録に差し替えた虚偽の和解調書（乙12）を作出して国税調査官に提示し、これらによって、本件貸付金が、B社に対する貸付金であるかのように仮装したと認められるから、本件利息相当額は、同法34条2項に規定する「事実を仮装して経理をすることによりその役員に対して支給する報酬の額」に該当する。

- 【判示(10)】 そうすると、上記(1)のとおり平成15年度及び平成16年度の各益金の額に算入すべきである本件利息相当額は、上記各年度に係る各損金の額に算入することはできない。

- 3 争点(3)（原告がした平成15年度及び平成16年度の確定申告は、「事実の一部を仮装し、その仮装したところに基づき納税申告書を提出していた」（国税通則法68条1項）に当たるか否か。）について

国税通則法68条1項は、同法第65条（過少申告加算税）1項の規定に該当する場合において、「納税者がその国税の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、その隠ぺいし、又は仮装したところに基づき

【判示(11)】

納税申告書を提出していたとき」は、当該納税者に対し重加算税を課す旨定めているところ、前記2(3)で認定した事実によれば、原告は、平成15年度及び平成16年度において、真実は原告代表者に対する本件貸付金及び本件未収入金をB社に対するものと偽り、これを平成17年10月12日付け総勘定元帳、同年9月13日付け仕訳リスト、平成15年度及び平成16年度の貸借対照表及び内訳書に記載することによって、本件貸付金及び本件未収入金の存在を仮装し、その仮装した本件貸付金及び本件未収入金の存在を前提として、上記各年度に係る法人税の各確定申告書を提出したものであると認められるのであって、これを覆すに足りる証拠はない。

そうすると、原告のこれらの行為は、「事実の一部を仮装し、その仮装したところに基づき納税申告書を提出していたとき」に該当すると認められる。

4 まとめ

(1) 本件平成15年度更正処分について

前記1及び2によれば、本件貸倒引当金を損金の額に算入することはできず(なお、同年度の確定申告において、貸倒引当金勘定に繰り入れた金額の損金算入に関する明細の記載がなかったことは前記争いのない事実記載のとおりであり、その記載がなかったことについてやむを得ない事情があったことを認めるに足りる証拠はない。)、また、同年度の本件利息相当額は益金の額に算入すべきであるから、別紙の被告主張のとおり、平成15年度の原告の納付すべき法人税額は6277万0700円と認められ、平成15年度更正処分の原告の納付すべき法人税額5862万4700円を上回るから、本件平成15年度更正処分は適法である。

(2) 本件平成16年度更正処分について

前記1及び2によれば、本件貸倒損失を損金の額に算入することはできず、また、同年度の本件利息相当額は益金の額に算入すべきであるから、別紙の被告主張のとおり、平成16年度の原告の納付すべき法人税額は4234万5800円と認められ、平成16年度更正処分の原告の納付すべき法人税額4199万8700円を上回るから、本件平成16年度更正処分は適法である。

(3) 本件平成15年度賦課決定処分について

上記(1)のとおり本件平成15年度更正処分は適法であるところ、前記3によれば、平成15年度の重加算税の額は、別紙の被告主張のとおり、1971万5500円と認められ、本件平成15年度賦課決定処分の重加算税の額と同額であるから、本件平成15年度賦課決定処分は適法である。

(4) 本件平成16年度賦課決定処分について

上記(2)のとおり本件平成16年度更正処分は適法であるところ、前記3によれば、平成16年度の重加算税の額は、別紙の被告主張のとおり、1367万4500円と認められ、本件平成16年度賦課決定処分の重加算税の額と同額であるから、本件平成16年度賦課決定処分は適法である。

第4 結論

したがって、原告の請求は、いずれも理由がないから棄却することとし、訴訟費用の負担について、行政事件訴訟法7条、民事訴訟法61条を適用して、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第 3 部

裁判長裁判官 定塚 誠

裁判官 谷口 豊

裁判官 工藤 哲郎

(別紙)

1 被告の主張する本件各更正処分の根拠

(1) 平成15年度

ア 所得金額

2億1136万9885円

上記金額は、次の(ア)の金額に(イ)ないし(オ)の金額を加算し、(カ)の金額を控除した金額である。

(ア) 申告所得金額

977万7616円

上記金額は、原告が処分行政庁に対して平成16年6月30日に提出した平成15年度の法人税に係る確定申告書（以下「平成15年度確定申告書」という。）に記載された所得金額である。

(イ) 損金の額に算入されない貸倒引当金繰入額

1億8700万円

上記金額は、原告が平成15年度において貸倒引当金に算入した金額であるが、このうち1億7500万円は、原告が、B社に対する貸付金があるとして、法人税法52条1項の適用を求め、損金の額に算入した貸倒引当金の金額と思料されるところ、本件貸倒引当金は、原告が平成14年度末における原告代表者に対する貸付金5億2142万3384円につき、その債権の相手先をB社と仮装して作出した架空の貸付金について設定した貸倒引当金であり、同条1項の要件を満たさない上、上記1億8700万円全額についても、原告は当該事業年度の確定申告書に同条3項に規定する貸倒引当金勘定に繰り入れた金額の損金算入に関する明細の記載をしていないことから、損金の額に算入されない。

(ウ) 益金の額に算入される受取利息の額

1801万7427円

上記金額は、平成13年度において、売掛金に仮装し回収見込みがないとして特別損失に計上した原告代表者に対する立替金7915万7545円（本件においては争いが無い。）と、上記(イ)記載の原告代表者に対する貸付金5億2142万3384円との合計額6億0058万0929円から生ずる原告代表者に対する貸付利息相当額であり、法人税法22条2項により益金の額に算入される。なお、当該金額は、原告代表者に対する経済的な利益の供与額であり、法人税法34条3項の報酬に該当するところ、仮装して経理することにより支給されたものであるから、同条2項により損金の額に算入されない。

(エ) 損金の額に算入されない納税充当金の額

200万円

上記金額は、損金の額に算入されない納税充当金を損金の額に算入した金額である。

(オ) 益金の額に算入される退職給与引当金の額

154万8642円

上記金額は、平成14年法律第79号法人税法等の一部を改正する法律による法人税法改正附則8条2項の規定により算出された益金の額に算入すべき退職給与引当金の額である。

(カ) 事業税の損金算入額

697万3800円

上記金額は、平成14年度の法人税の更年処分に伴い増加した所得金額に対する事業税の認容額である。

イ 所得金額に対する法人税額

6277万0700円

上記金額は、上記アの所得金額（国税通則法118条1項の規定に基づき1000円未満の端数を切り捨てた後のもの。以下同じ。）に法人税法66条（ただし、経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律16条1項を適用した後のもの。以下同じ。）に規定する税率を乗じて計算した金額である。

- ウ 納付すべき税額 6 2 7 7 万 0 7 0 0 円
上記金額は、上記イの金額から控除すべき金額がないため、同金額と同額である。
- エ 確定申告に係る法人税額 2 2 9 万 3 1 0 0 円
上記金額は、平成 1 5 年度確定申告書に記載された法人税額である。
- オ 差引納付すべき法人税額 6 0 4 7 万 7 6 0 0 円
上記金額は、前記ウの金額から前記エの金額を差し引いた額である。
- (2) 平成 1 6 年度
- ア 所得金額 1 億 4 3 2 8 万 6 0 7 1 円
上記金額は、次の(ア)の金額に(イ)ないし(エ)の金額を加算し、(オ)の金額を控除した金額である。
- (ア) 申告所得金額 1 1 8 7 万 1 0 3 3 円
上記金額は、原告が処分行政庁に対して平成 1 7 年 6 月 3 0 日に提出した平成 1 6 年度の法人税に係る確定申告書（以下「平成 1 6 年度確定申告書」という。）に記載された所得金額である。
- (イ) 損金の額に算入されない貸倒損失の額 1 億 3 1 2 0 万 1 8 6 9 円
上記金額は、原告が、B 社に対する未収入金があり、その貸倒損失が生じたとして損金の額に算入した金額であるが、本件貸倒損失は、原告が、平成 1 4 年度末における原告代表者に対する未収入金 2 億 6 2 4 0 万 3 7 3 8 円につき、その債権の相手先を B 社と仮装することにより作出した架空の未収入金を貸倒損失として計上したものであるから、損金の額に算入されない。
- (ウ) 益金の額に算入される受取利息の額 1 8 0 1 万 7 4 2 7 円
上記金額は、平成 1 3 年度において売掛金に仮装し回収の見込みがないとして特別損失に計上していた原告代表者に対する立替金 7 9 1 5 万 7 5 4 5 円と、前記(1)ア(イ)記載の原告代表者に対する貸付金 5 億 2 1 4 2 万 3 3 8 4 円との合計額 6 億 0 0 5 8 万 0 9 2 9 円から生ずる原告代表者に対する貸付利息相当額であり、法人税法 2 2 条 2 項により益金の額に算入される。当該金額は、原告代表者に対する経済的な利益の供与額であり、同法 3 4 条 3 項の報酬に該当するところ、仮装して経理することにより支給されたものであるから、同条 2 項により損金の額に算入されない。
- (エ) 益金の額に算入される退職給与引当金の額 1 5 4 万 8 6 4 2 円
上記金額は、平成 1 4 年法律第 7 9 号法人税法等の一部を改正する法律による法人税法改正附則 8 条 2 項の規定により算出された益金の額に算入すべき退職給与引当金の額である。
- (オ) 事業税の損金算入額 1 9 3 5 万 2 9 0 0 円
上記金額は、平成 1 5 年度の法人税の更正処分に伴い増加した所得金額に対する事業税の認容額である。
- イ 所得金額に対する法人税額 4 2 3 4 万 5 8 0 0 円
上記金額は、上記アの所得金額に法人税法 6 6 条に規定する税率を乗じて計算した金額である。
- ウ 納付すべき税額 4 2 3 4 万 5 8 0 0 円
上記金額は、上記イの金額から控除すべき金額がないため、同金額と同額である。
- エ 確定申告に係る法人税額 2 2 9 万 1 3 0 0 円
上記金額は、平成 1 6 年度確定申告書に記載された法人税額である。

オ 差引納付すべき法人税額

3942万4500円

上記金額は、前記ウの金額から前記エの金額を差し引いた額である。

2 被告の主張する本件各更正処分の適法性

- (1) 上記1(1)のとおり、平成15年度における原告の法人税に係る所得金額は2億1136万9885円であり、納付すべき法人税額は6277万0700円である。これらは本件平成15年度更正処分における原告の法人税に係る所得金額1億9754万9643円及び納付すべき法人税額5862万4700円を上回るから、本件平成15年度更正処分は適法である。
- (2) 上記1(2)のとおり、平成16年度における原告の法人税に係る所得金額は1億4328万6071円であり、納付すべき法人税額は4234万5800円である。これらは本件平成16年度更正処分における原告の法人税に係る所得金額1億4212万9729円及び納付すべき法人税額4199万8700円を上回るから、本件平成16年度更正処分は適法である。

3 被告の主張する本件平成15年度賦課決定処分の根拠及び適法性

上記2(1)のとおり、本件平成15年度更正処分は適法であるところ、同年度の法人税に係る重加算税の額は、本件平成15年度更正処分により増加した差引納付すべき法人税額5633万円（国税通則法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた後のもの）に100分の35（国税通則法68条1項に規定する割合）の割合を乗じて算出した金額1971万5500円となり、本件平成15年度賦課決定処分における重加算税の額1971万5500円と同額であるから、本件平成15年度賦課決定処分は適法である。

4 被告の主張する本件平成16年度賦課決定処分の根拠及び適法性

上記2(2)のとおり、本件平成16年度更正処分は適法であるところ、同年度の法人税に係る重加算税の額は、本件平成16年度更正処分により増加した差引納付すべき法人税額3907万円（国税通則法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた後のもの）に100分の35（国税通則法68条1項に規定する割合）の割合を乗じて算出した金額1367万4500円となり、本件平成16年度賦課決定処分における重加算税の額1367万4500円と同額であるから、本件平成16年度賦課決定処分は適法である。

以上

更 正 決 定

原告 株式会社A
被告 国

上記当事者間の当庁平成● ●年(○ ○)第● ●号法人税更正処分取消等請求事件につき、平成20年6月26日に当裁判所が言い渡した判決に明白な誤りがあったので、職権により、次のとおり決定する。

主 文

上記判決書のうち、14ページ4行目に「法人税基本通達」とあるのを「所得税基本通達」に更正する。

平成20年6月26日
東京地方裁判所民事第3部
裁判長裁判官 定塚 誠
裁判官 谷口 豊
裁判官 工藤 哲郎